

議案第44号

三朝町地域の総合力を高め、自立を促進する条例の設定について

次のとおり三朝町地域の総合力を高め、自立を促進する条例を設定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年3月22日

三朝町長 吉田 秀光

平成18年3月22日原案可決

三朝町議会議長 牧田武文

三朝町条例第 号

三朝町地域の総合力を高め、自立を促進する条例

(目的)

第1条 この条例は、町の元気の源が地域の存在にあることにかんがみ、地域住民が主役となり、地域の総合力を高める活動をとおして、いきいきとした暮らしが実感できる自主的な地域づくりを促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「地域」とは、地縁に基づいて伝統的に位置づけられた集落で構成されている区域をいい、その名称とそれを構成する集落の名称は、別表に掲げるところによる。

2 この条例において「地域の総合力を高める活動(以下「自主活動」という。）」とは、地域住民が当該地域において実際生活に即した各種の事業及び学習、地域における伝統文化の伝承、その他地域住民が主体となって取り組む活動をいう。

(町民の責務)

第3条 町民は、その属する地域の自主活動に積極的に参加し、及び協力する責務を有する。

(町の責務)

第4条 町（行政総体としての町をいう。以下同じ。）は、自主活動を促進するため、町が定める総合的な施策に反しない範囲において、各種の支援策を講ずる責務を有する。

（地域の責務）

第5条 地域は、自主活動を実施するにあたっては、町の施策に協力する責務を有するとともに、公共の福祉の増進に反した活動を実施してはならない。

（地域協議会の設置）

第6条 地域は、当該地域の自主活動を効果的に実施運営するため、当該地域の住民で組織する協議会（以下「地域協議会」という。）を置くものとする。

2 地域協議会の名称、組織、運営、その他地域協議会に関し必要な事項は、当該地域で定め、遅滞なく町長に報告しなければならない。報告した事項を変更した場合も同様とする。

（自立推進員の設置及び任命）

第7条 地域と町とが有機的な連携を維持増進しつつ、当該地域の自立を促進するため、地域に自立推進員1人を置き、当該地域協議会の代表者をもって、町長が任命する。

2 自立推進員は非常勤とし、別に定めるところにより、報酬を支給する。

（主事の配置）

第8条 自立推進員を補佐し、地域と町との有機的な連携の維持増進に資するため、地域に主事を置き、町の職員のうちから町長が任命する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行及び地域の総合力を高め、自立を促進することに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年三朝町条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中太線で囲まれた部分を同表の改正後の欄中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
別表（第2条、第5条関係）	別表（第2条、第5条関係）
略	略
自立推進員	地区公民館長
略	略

（三朝町課設置条例の一部改正）

3 三朝町課設置条例（昭和 34 年三朝町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下この項において「移動号等」という。）に対応する同表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下この項において「移動後号等」という。）が存在しない場合には、当該移動号等（以下この項において「削除号等」という。）を削り、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には、当該移動後号等（以下この項において「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示並びに削除号等を除く。以下この項において「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示並びに追加号等を除く。以下この項において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 158 条第 1 項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課を置く。 防災課 総務課	第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 158 条第 1 項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課を置く。 防災課 総務課

財務課

税務課

地域振興課

町民課

農林課

観光商工課

建設水道課

第2条 各課の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 総務課

ア～エ 略

オ 町史の編纂に関すること。

カ 略

(3) 財務課

ア 財政運営の総合調整に関すること。

イ 町有財産の保全及び管理に関すること。

(4) 略

(5) 地域振興課

ア 略

イ 地域の総合力を高め、自立を促進することに関すること。

ウ 国県等の事業調整（土木、河川及び森林事業を除く。）に関すること。

エ 略

オ 地域活動の支援に関すること。

カ 情報基盤の管理及び運用並びに情報化の推進に関すること。

キ 三徳山の世界遺産登録推進に関する

税務課

地域振興課

町民課

産業課

建設水道課

第2条 各課の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 総務課

ア～エ 略

オ 財政及び財産管理に関すること。

カ 略

(3) 略

(4) 地域振興課

ア 略

イ 地域の自立推進に関すること。

ウ 国県等の事業推進に関すること。

エ 略

オ 国内及び国際交流推進に関すること。

カ 情報化の推進に関すること。

キ 世界遺産の登録に関すること。

ること。	こと。
ク <u>町有集会施設の管理及び運営</u> に 関すること。	ク <u>旧中部ダム予定地域</u> に 関すること。
(6) 略	(5) 略
(7) <u>農林課</u>	(6) <u>産業課</u>
ア <u>農林水産業の振興</u> に 関すること。	ア <u>観光及び商工業</u> に 関すること。
	イ <u>農林水産業</u> に 関すること。
(8) <u>観光商工課</u>	
ア <u>観光及び商工業</u> に 関すること。	
イ <u>国内交流及び国際交流</u> に 関すること。	
(9) <u>建設水道課</u>	(7) <u>建設水道課</u>
ア～ウ 略	ア～ウ 略
エ <u>道路及び河川</u> に 関すること。	エ <u>道路及び河川</u> に 関すること。 <u>(国県 等に関するものを除く。)</u>
オ及びカ 略	オ及びカ 略
キ <u>温泉配湯事業</u> に 関すること。	キ <u>温泉対策</u> に 関すること。
第3条 略	第3条 略

(三朝町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

4 三朝町立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和44年三朝町条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この項において「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この項において「移動後条項等」という。）が存在しない場合には、当該移動条項等（以下この項において「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下この項において「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下この項において「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条項等を除く。

以下この項において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前																						
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)</p> <p>第24条の規定に基づき、三朝町立公民館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 町民の実際生活に即する教育学術及び文化に関する各種の事業を行うため、次のとおり三朝町立公民館(以下「公民館」という。)を設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三朝町竹田公民館</td> <td>三朝町大字穴鴨168番地1</td> </tr> <tr> <td>三朝町高勢公民館</td> <td>三朝町大字小河内978番地2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用の許可及び制限)</p> <p>第3条 <u>公民館の施設又は設備を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同</u></p>	名称	設置場所	三朝町竹田公民館	三朝町大字穴鴨168番地1	三朝町高勢公民館	三朝町大字小河内978番地2	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)</p> <p>第24条及び第30条第2項の規定に基づき、三朝町立公民館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 町民の実際生活に即する教育学術及び文化に関する各種の事業を行うため、次のとおり三朝町立公民館(以下「公民館」という。)を設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三朝町中央公民館</td> <td>三朝町大字大瀬999番地の2</td> </tr> <tr> <td>三朝町竹田地区公民館</td> <td>三朝町大字穴鴨168番地の1</td> </tr> <tr> <td>三朝町高勢地区公民館</td> <td>三朝町大字小河内978番地の2</td> </tr> <tr> <td>三朝町賀茂地区公民館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三朝町三朝地区公民館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三朝町三徳地区公民館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三朝町小鹿地区公民館</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	設置場所	三朝町中央公民館	三朝町大字大瀬999番地の2	三朝町竹田地区公民館	三朝町大字穴鴨168番地の1	三朝町高勢地区公民館	三朝町大字小河内978番地の2	三朝町賀茂地区公民館		三朝町三朝地区公民館		三朝町三徳地区公民館		三朝町小鹿地区公民館	
名称	設置場所																						
三朝町竹田公民館	三朝町大字穴鴨168番地1																						
三朝町高勢公民館	三朝町大字小河内978番地2																						
名称	設置場所																						
三朝町中央公民館	三朝町大字大瀬999番地の2																						
三朝町竹田地区公民館	三朝町大字穴鴨168番地の1																						
三朝町高勢地区公民館	三朝町大字小河内978番地の2																						
三朝町賀茂地区公民館																							
三朝町三朝地区公民館																							
三朝町三徳地区公民館																							
三朝町小鹿地区公民館																							

様とする。

2 前項の許可は、その許可にかかる使用が次の各号のいずれかに該当するときは許可しない。

(1) 秩序、風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 公民館の施設又は設備を破損するおそれがあるとき。

(2) その他管理上支障があると認められるとき。

3 教育委員会は、使用を許可するに当たって管理上必要があるときは、使用について条件を付することができる。

(許可の取消し)

第4条 教育委員会は、前条第1項の規定により許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するとき、又は公民館の管理上特に必要があるときは、許可にかかる使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

(1) 前条第3項の規定による条件に違反したとき。

(2) 不正な手段で許可を受けたとき。

(3) 公用又は公共用に供するため必要を生じたとき。

(原状回復義務)

第5条 使用者は、その使用が終わったとき、又は使用を取り消され、若しくは停止されたときは、直ちに設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第6条 使用者は、使用に当たり施設又は設備に損害を与えたときは、教育委員会の指示に従い直ちに原形に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

第3条 削除

(職員)

第4条 三朝町中央公民館及び三朝町地区公民館に法第27条第1項に規定する館長及び主事を置き、その他必要な職員を置くことができる。

(公民館運営審議会)

第5条 法第29条第1項但し書の規定に基づき、第2条に規定する公民館に公民館運営審議会を置く。

(公民館運営審議会の委員の定数及び任期)

第6条 公民館運営審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10名以内とする。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が法第30条第1項に該当しなくなった場合又は特別の事情が生じた場合には、三朝町教育委員会は、その任期中であってもこれを解嘱することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、公民館の管理、運営並びに公民館運営審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、公民館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。



別表（第2条関係）

地域の名称	構成する集落の名称
小鹿地域	中津、神倉、東小鹿、西小鹿、岩本、高橋、井土、波伯山、吉田
三徳地域	俵原、吉原、成、三徳山、合谷、坂本、片柴、余戸、桜ヶ丘
三朝地域	大付、砂原、三朝、山田一区、山田二区、岡山大学、横手一区、横手二区、徳本、太瀬、三喜苑
高勢地域	鉛山、柿谷、実光、太郎田、福吉、笏賀、小河内、福田、下谷
賀茂地域	吉尾、鎌田、森、天神、本泉、若宮、今泉、湯谷、牧、赤松、大柿、恩地、助谷
竹田地域	久原、曹源寺、木地山、加谷、穴嶋、下西谷、上西谷、福本、福山、田代、下畑、三軒屋、大谷